

令和4年自殺統計（暫定値）について

〇本市における令和4年自殺統計（暫定値）について

厚生労働省が公表する「地域における自殺の基礎資料」によると、本市における令和4年の自殺統計（暫定値）は次のとおり。

（1）自殺者数・自殺死亡率

- ・自殺者数 187人（男性126人、女性61人）
- ・自殺死亡率 17.5

（2）年代別自殺者数

| 年代 | 19歳以下 | 20歳～29歳 | 30歳～39歳 | 40歳～49歳 | 50歳～59歳 | 60歳～69歳 | 70歳～79歳 | 80歳以上 | 合計 |
|------|-------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|-------|------|
| 自殺者数 | 8人 | 28人 | 30人 | 30人 | 35人 | 23人 | 21人 | 12人 | 187人 |
| 構成割合 | 4.3% | 15.0% | 16.0% | 16.0% | 18.7% | 12.3% | 11.2% | 6.4% | 100% |

（3）職業別自殺者数

| | 勤労者 | 学生・生徒等 | 無職者 | 不詳 | 合計 |
|------|-------|--------|-------|------|------|
| 自殺者数 | 78人 | 16人 | 85人 | 8人 | 187人 |
| 構成割合 | 41.7% | 8.6% | 45.4% | 4.3% | 100% |

（4）自殺者数全体に占める自殺未遂歴のある人数と割合

- ・自殺者のうち自殺未遂歴のある人数 38人
- ・自殺者数全体に占める自殺未遂歴のある割合 20.3%

※参考：地域における自殺の基礎資料（厚生労働省）について

（1）暫定値

- ・公表内容・時期 自死の統計に関する項目について、全国・都道府県別・市区町村別に、月ごとに、再集計し、翌月中旬頃に公表される。

- ・統計項目 自殺者数、自殺死亡率、性別、年代、職業、原因・動機

統計項目は上記に限られており、たとえば「職業」項目のうち、「学生・生徒等」の自殺者数は公表されるが、「学生・生徒等」の詳細分類（未就学児童、小学生、中学生、高校生、大学生、専修学校生等）別の自殺者数は公表されない。

- *職業 「有職者」、「無職」、「不詳」の3つに区分される。「無職」は未就学児童、小学生、中学生、高校生、大学生、専修学校生等を含む「学生・生徒等」と、主婦、失業者、利子・配当・家賃等生活者、年金・雇用保険等生活者、浮浪者、その他の無職者を含む「無職者」の2つに分類される。

*原因・動機 親子関係の不和、夫婦関係の不和などを含む「家庭問題」、病気の悩み（身体の病気）、病気の悩み・影響（うつ病）などを含む「健康問題」、事業不振、失業などを含む「経済・生活問題」、仕事の失敗、職場の人間関係などを含む「勤務問題」、結婚をめぐる悩み、失恋などを含む「交際問題」、入試に関する悩み、その他進路に関する悩みなどを含む「学校問題」、犯罪発覚等、犯罪被害などを含む「その他」、原因・動機が明確に把握できない場合の「不詳」の8つの区分がある。

・留意点：

暫定値は月ごとに公表されるため、自殺日と発見日が異なるなどの理由により、年ごとに公表する確定値と異なる場合がある。

(2) 確定値

・公表内容・時期：自死の統計に関する項目について、全国・都道府県別・市区町村別に、年ごとに、再集計し、翌年3月下旬頃に公表される。

・統計項目：暫定値と同様。ただし、各項目同士のクロス集計が必要な分析（例えば、「職業」×「年代」、「年代」×「原因・動機」など）については、確定値が公表された後、厚生労働省に対して本市から特別集計を依頼するという手順を踏む必要がある。依頼を受けた厚生労働省では一定期間（おおよそ1～2か月程度）で作業を行い、本市にデータを提供する。その後、本市において、グラフや表などの公表資料を作成したのち、これを厚生労働省に提示し、定められた公表基準（*）を満たすか否か審査を経た上で、各種協議会への公表が認められる。

*公表基準

年代別、職業別、原因・動機別などの項目をクロス集計した際に、その項目の総数が1又は2となるなどの場合は、個々の自殺者の識別を防ぐことなどを目的に、秘匿することとされている。